

愛知県措置入院者退院後支援事業について

1 背景・経緯

- 国は、保健所設置自治体を中心となって行う退院後支援の具体的な手順を盛り込んだ「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」（平成 30 年 3 月 27 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）（以下「ガイドライン」という。）を策定し、積極的に退院後支援の取組を進めることとした。
- 本県は、このガイドラインを踏まえ、平成 31 年 4 月 1 日に「愛知県措置入院者退院後支援事業実施要綱」を制定し、措置入院者の退院後の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進のために、必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けられることができる仕組みを整備してきた。

2 事業の概要

(1) 目的

措置入院者が、退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることで、社会復帰の促進等を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

愛知県保健所

(3) 内容（\* 本事業の流れは右図のとおり）

- ① 支援計画の作成及び交付等
- ② 支援関係者等による支援計画作成のための会議（以下、「支援会議」という。）の開催
- ③ 支援計画に基づく相談指導及び連絡調整

(4) 支援対象者

平成 31 年 4 月 1 日以降の措置入院者で、退院後も継続支援が必要と保健所が認めるもののうち、措置入院者の退院後支援に関する計画（以下「支援計画」という。）に基づく支援を受けることについて同意を得られたもの。（4 月 1 日時点で継続入院している措置入院者については、5 月 1 日以降に措置解除されたもの。）

なお、上記（3）③の支援計画に基づく相談指導及び連絡調整は、名古屋市及び中核市を除く愛知県に帰住する者を対象とする。

3 事業の実績

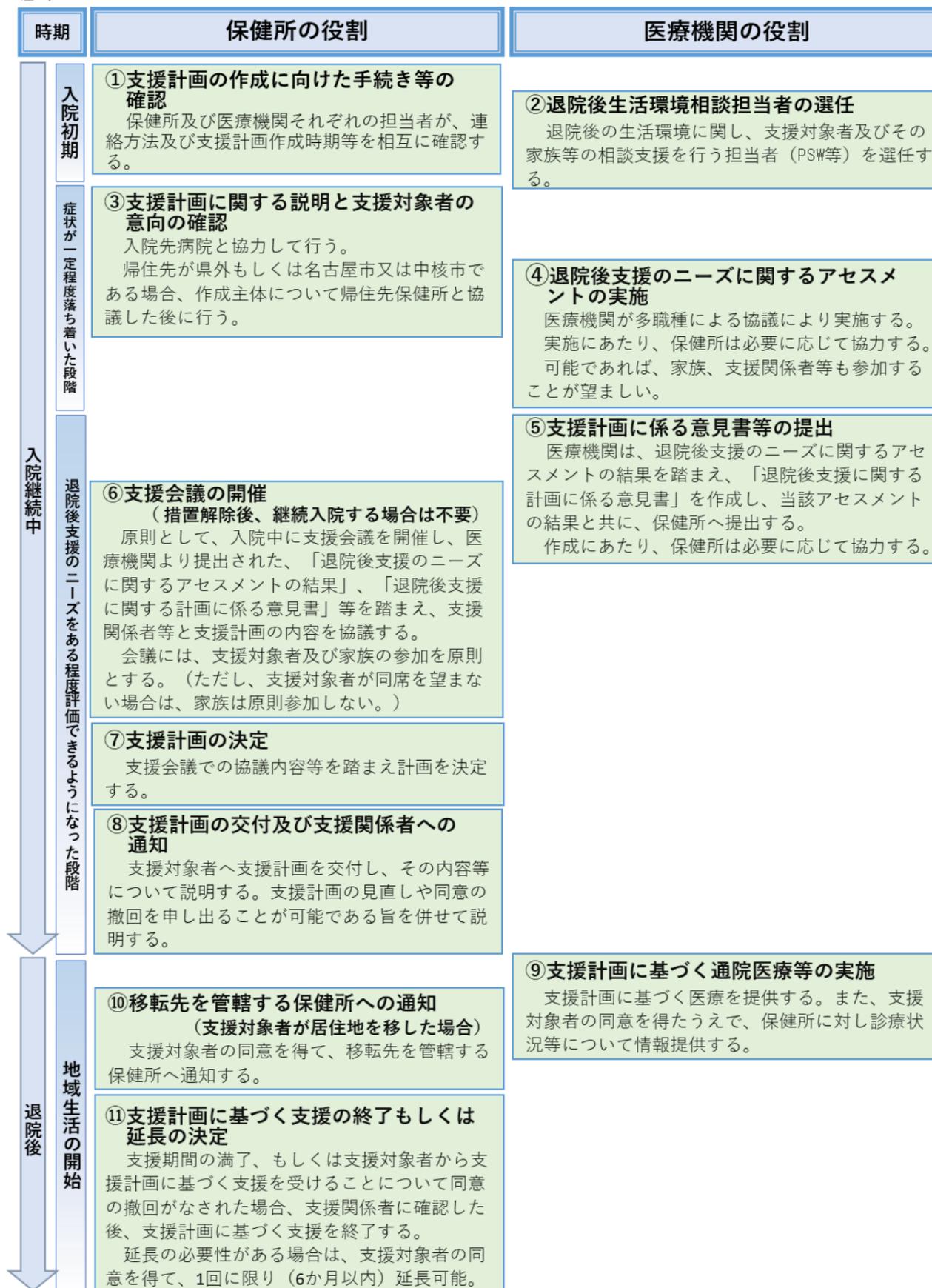
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (4 月から 9 月まで)
支援対象者(同意が得られた者) ①- (②+③)	78	62	47
① 措置解除、解除見込みのある者	124	124	80
② 同意が得られなかった者	38	51	26
③ その他の者(※)	8	11	7
支援会議延回数	67	95	44

(※) 主治医が不要と判断した者等

《参考》

愛知県措置入院者退院後支援事業の流れ  
(ガイドラインに定められた「計画作成の具体的な手順の流れ」による)

注 1)



注 1) 各時期については、主治医の意見により判断する。